

知的財産研究所について

一般財団法人 知的財産研究所 研究第二部長 天野 斉

抄録

昨今の企業活動のグローバル化や情報通信技術の急速な発展に伴い、知的財産の重要性が世界規模で一層高まり、知的財産を活用した新たな事業モデルも登場しています。このような状況では、制度活用を促すための施策の策定・実施や必要な法令の改正に向けたユーザーニーズや制度実態の調査、さらには有識者による多様な観点にわたる議論を含めた研究が欠かせません。

知的財産研究所では、平成元年の設立以来、知的財産分野の研究を専門的に行う機関として、知的財産に関する調査研究、情報の収集及び提供、人材育成、図書館の運営並びに国内外の関係団体等との交流などを事業の柱として、我が国の知的財産制度の発展に貢献してきました。

本稿では、そのような事業を通じ、制度ユーザーの知財活動を支える団体の一つである、知的財産研究所の概要について紹介します。

1. はじめに

近年、経済活動のグローバル化やイノベーションの進展、さらには情報通信技術の急速な発達により、知的財産の価値が一層高まり、これを守り活用する必要性もかつてない高まりを見せています。このような背景のもと、利益の源泉である知的財産をいかにして産業活動に活かしていくか、内外で活発な議論が行われていることはご承知のとおりであります。

行政庁が国民から求められるニーズに即した行政を遂行していくためには、特許庁であれば、的確な審査・審判を行って産業財産権の登録を進めていくことに加え、制度活用を促すための施策の策定・実施や必要な法令の改正が必要ですが、その際にはユーザーニーズや制度が社会でどのような使われ方をしているかといった運用実態の調査、さらには有識者による多様な観点にわたる議論を含めた研究が欠かせません。そのような調査や研究は、行政庁自らが行うこともありますが、民間のシンクタンク等の研究機関に委託して実施することが欧米諸国も含めて広く行われています。

本稿では、そのようなシンクタンク的な機能を有する研究機関の中で、知的財産の研究を専門的に行う、世界でも希少の研究所である知的財産研究所について紹介します。

2. 沿革・目的

知的財産研究所は、日本における知的財産分野の研究の

一層の充実を目指し、ドイツのマックス・プランク研究所のような知的財産の研究所を持ちたいとする産業界、法曹界及び学術界からの強い気運が持ち上がり、産業界等から集められた寄付金を原資に、日本で唯一の知的財産分野に特化した研究所として平成元年6月に設立されました。そして、平成3年3月には「知的財産研究所への建白書」が中山信弘東大教授(当時)から提出され、研究所の運営の方向に大きな影響を与えました。

それ以来、知的財産に関する内外の諸問題についての調査・研究及び情報の収集・提供並びにこれに必要なシステムの研究・開発等を行うことにより、知的財産制度の発展に寄与するとともにその普及を図り、もって我が国産業経済の健全な成長に資することを目的として活動してきております。

また、調査研究を行うほか、我が国の知的財産研究基盤の強化に資するべく、知的財産に関する書籍を収集するとともに、書籍・論文及び判例などの検索システムや、経済分析ツールとしての特許統計データベースなど、様々な情報検索システムを開発し一般に公開し、さらには、我が国の知的財産基盤のレベルアップを図るため、国内外の情報の収集・提供や、知的財産に関する人材育成、数多くのシンポジウム・セミナーの開催などの事業を行ってきました。

特に、海外からの情報収集の強化策としては、平成5年にはワシントンに知財研ワシントン事務所を開設したほか、後述する海外の研究機関との研究交流協定の締結も進め、調査研究活動のグローバル化を展開してきました。

毎年、およそ10テーマほどの調査研究を手掛けており（平成24年度に実施した調査研究テーマについては図表2参照）、これまで実施してきた研究の結果は、研究所のweb-site (<http://www.iip.or.jp/summary/index.html>) から要約を参照することができます。

図表2 平成24年度に実施した調査研究テーマ

・今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究
・PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究
・マドリッド協定議定書の利用における手続の課題に関する調査研究
・安定的な権利付与に向けた制度に関する調査研究
・適切なタイミングでの権利取得のための特許制度の在り方に関する調査研究
・我が国における産業財産権の出願行動等に起因する経済成長に関する分析調査
・特許性判断におけるクレーム解釈に関する調査研究
・我が国の知財人材育成制度の現状に関する調査研究
・知的財産国際権利化戦略推進事業
・標準規格必須特許の権利行使に関わる調査研究(II)

(2) 知的財産に関する情報の収集及び提供

①「知財研フォーラム」

知的財産に関するホットな話題にまつわる特集を組み、問題を提起して議論の端緒にするとともに最前線の論者の解説の提供を行っていくことを目指し、季刊誌「知財研フォーラム」を年4回刊行しています。

特集テーマに関連した国内外の研究者・実務関係者らのオピニオンリーダーによる論文・制度解説、各種の寄稿・連載、研究所の研究員の研究成果報告、研究所主催のセミナー紹介、新旧の書籍紹介などバラエティに富んだ構成で、知的財産権を取り巻く世界的な状況をアップトゥデー



図表3 季刊誌「知財研フォーラム」

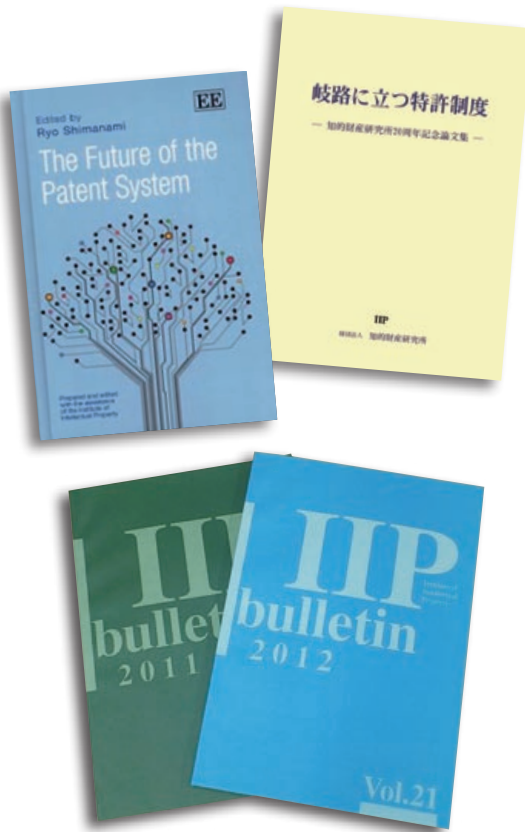
トに届けています。

直近発行の号では、以下のような特集記事を掲載し、多様な観点から問題を取り上げ、論説し、提言をしております。

- * 2012年春号(89号)「知財マネジメント人材育成」
- * 2012年夏号(90号)「標準必須特許の在り方を問う」
- * 2012年秋号(91号)「デザイン・ブランドを中心としたグローバルな知財保護戦略」
- * 2013年冬号(92号)「新たな新興国の知財リスク対策」

②研究論文集

調査研究で議論されたテーマ等をもとに、当該テーマに造詣の深い有識者の論文をまとめた研究論文集をほぼ年1冊のペースで発行しています。一番最近では、研究所の設立20周年を記念し、近年の知財制度の活用実態を踏まえ、創作活動にインセンティブを与える持続可能な特許制度はどのようにあるべきかを改めて考え直す書として、国内の研究者のほか、欧米、インド、ブラジル、中国の有識者も交えた「岐路に立つ特許制度」を発行したところです。また本書は、英語版("The Future of the Patent System")の出版にもチャレンジし、昨年12月に英国の出版社から刊行することができ、世界規模での広い議論を呼びかけたところです。



図表4 出版物の例

我が国の制度を海外ユーザーにも魅力あるものとするためには、海外にも積極的に英語で情報を発信していく必要がありますが、上記の論文集のほか、過去一年間に実施した調査研究の要約を英訳した「IIP Bulletin」とあわせて、web-site及び冊子を通じて、海外に向けて成果の発信に努めています。

③知的財産に関するシンポジウム・セミナー等の開催

調査研究及び国際共同研究等の研究成果の普及を図るとともに、有識者を招いた内外の最新情報の提供及びディスカッションを目的として、おおよそ月に1回のペースでシンポジウム、セミナー等を開催しています。

最近では、米国、欧州や新興国の法制度を巡る動きが活発であることから、特に海外セミナーの要望が多く、以下のように、大半のセミナーのテーマが海外の知的財産制度の動向紹介を中心としたものになっています。

知的財産に関するセミナーは多くの機関でも実施されていますが、知的財産研究所では、国内外の産官学各界より幅広い講師を迎えて、制度問題や判例研究等、制度の実務運用に密接したものから学術的研究の成果まで、専門性の高いテーマを扱うのが特徴的です。

図表5 平成24年度に実施した主なセミナー等

・「米国特許法の現状と課題について～昨年9月に成立した改正特許法：AIA (America Invents Act) を中心として～」
・「米国の特許訴訟における損害賠償」
・「インドにおける知財権ライセンスと営業秘密保護の実態」
・「標準規格必須特許の権利行使」に関するシンポジウム
・「知的財産権訴訟における訴訟進行の実態 – 中間判決の利用・時機に後れた攻撃防御方法却下の運用を含めて–」
・「ロシアの知的財産制度の概要と運用状況」
・「欧州単一特許制度について」
・「米国企業の知財戦略動向」「中国企業の知財戦略動向」

(3) 知的財産に関する情報検索システムの構築と情報サービス

特許制度の経済学的見地からの研究支援を目的として、整理標準化データを基に作成した特許制度の計量分析用にIIPデータベースを平成17年11月よりweb-siteにて公開しています。研究者に対してこのデータベースの利用・普及を図ることにより、特許統計の研究を通じて、我が国の産業発展に大きく貢献するものと考えています。

(4) 知的財産に関する人材育成

①IIP知財塾

知的財産の実務経験をベースに、我が国の知的財産制度の在り方について大所高所から提言できる人材の育成を目指して、平成17年度から開講した若手の実務人材育成のための塾です。

毎年、企業・弁護士・弁理士の各界のほか、特許庁審査官や裁判官も参加して研究グループを構成し、講師の指導のもと、各グループ1つのテーマを1年間かけて研究し、平日の夜に行われる研修会では全員で議論していきます。普段、一緒のチームになって仕事をする機会が少ない異なる属性の実務家と一緒に研究を行う点が特徴で、参加した塾生からも高い評価を得ています。

②学生支援事業

平成24年度より、新たに知的財産を学んでいる学生及び大学院生への支援事業を開始しました。この事業は、次世代を担う学生に対して、在学中から知的財産に関する最新情報を容易に入手し、その動きに触れることができるようにする目的で、無償で「知財研フォーラム」を提供し、セミナー参加費を特別価格に設定する等の支援を行うものです。

(5) 知的財産に関する国際共同研究及び若手研究者の育成

知的財産研究所では、我が国と諸外国の知的財産権制度の比較研究を行い、国際的に調和した制度の在り方を明らかにするとともに、各国の制度に精通した研究者の輩出を目的に、知的財産権分野の若手研究者の採用、派遣、招へいからなる委託事業を行ってきております。

昨年度は、今後我が国をリードする法学系や経済学系の若手研究者を5名採用して所内で研究活動を進めていただいたほか、米国・豪州の研究機関に2名の研究者を派遣し、さらに海外からは中国、ベトナム、フランス及びイタリアから裁判官、政府職員、大学講師及び弁護士ら5名が来日して、自らの研究を遂行すると同時に、研究員同士の交流を通じて、互いの国の法制度や文化についても理解を深めました。

(6) 知財図書館の運営

知的財産研究所の図書館は、知的財産に関する研究に資し、また知的財産制度の普及・啓蒙を図るため、知的財産に関する図書、雑誌、研究報告書を集めて、広く一般の利用の用に供しています。

国内外の知的財産法、民法、刑法などに関係する書籍、

雑誌を収集、整理し、保存することによって、調査研究に際して領域横断的な文献調査を円滑に行うことを可能としています。また、国立国会図書館等が中心となって発足した「法律図書館連絡会」にも加盟しており、各法律図書館の動向や法律分野のデータベースの更新状況等を知ることができます。

具体的な蔵書数は8,903冊（和書5,003冊、洋書3,900冊）、定期購読誌として78誌（和雑誌60誌、洋雑誌18誌）あり、一般的に市販されている書籍以外にも、特許庁あるいは知的財産関係団体の発行した報告書991冊（いずれも平成25年4月1日時点）等を整備しています。これらの図書類は、どれも専門性の高いものであり、知財専門の図書館としては我が国有数であると考えています。

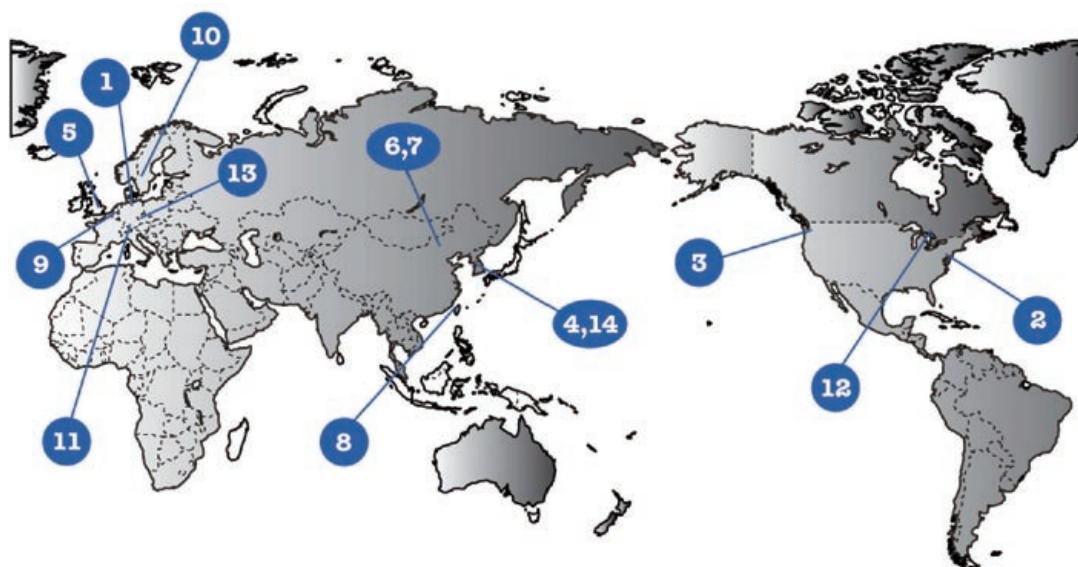


図表6 知的財産研究所の図書館

(7) 知的財産に関する国内外の関係団体等との交流

国際的な知的財産の研究動向を収集し、また我が国の研究成果を国際的に共有していくため、これまでにマックス・プランク知的財産研究所（ドイツ）のほか、合計で海外14の大学・研究機関と研究協力協定を締結し、これらの協定のもとで研究情報の交換や実績の共有などを行っています。また、研究者の訪問等による交流も随時行い、知的財産分野の国際的な動向や課題などについて、意見交換を実施しています。

- 1 マックス・プランク知的財産研究所（ドイツ・ミュンヘン）
- 2 ジョージ・ワシントン大学法科大学院（米国・ワシントンDC）
- 3 ワシントン大学先端知的財産研究センター（米国・シアトル）
- 4 漢陽大学法学研究所（韓国・ソウル）
- 5 オックスフォード知的財産研究センター（英国・オックスフォード）
- 6 中国社会科学院知的財産センター（中国・北京）
- 7 北京大学知的財産権学院（中国・北京）
- 8 國立台湾大学法律学院（台湾・台北）
- 9 ルーヴアン・カソリック大学知的財産権センター（ベルギー・ルーヴアン）
- 10 チャルマース工科大学知的財産研究センター（スウェーデン・ゴテボルグ）
- 11 スイス連邦工科大学（ETH）（スイス・チューリヒ）
- 12 トロント大学イノベーション法政策センター（カナダ・トロント）
- 13 ミュンヘン知的財産法センター（MPLC）（ドイツ・ミュンヘン）
- 14 財団法人韓国知識財産研究院（韓国・ソウル）



図表7 研究協力協定を締結している機関

5. 特許懇との関係

知的財産研究所の研究者は制度運用に関する調査研究を行ってきた実務家が多いことから、ここ数年、特許懇メンバーと審査実務に関する意見交換会やセミナーを実施しています。

「特許の質について」や「今、求められる審査官像」などをテーマにした意見交換や、審査の品質管理等に関する調査研究結果をセミナー形式にてディスカッションをしたものもあります。もともとはそれぞれ出願人と審査官の立場ではありますが、立場を離れ客観的な研究結果も踏まえた意見交換は、個別案件の登録性の当否の議論ではなく、ときに国レベルでの産業発達のための制度設計や人材育成に関した白熱した議論となり、互いのこれからの実務につながっていく大変充実した議論がなされてきていると考えています。

なお、これまでの意見交換会の結果の一部については、過去の特許懇誌にも紹介されています（No.257「今、求められる審査官 ～平成21年度意見交換実施事業～」p.19）。

6. おわりに

企業ビジネスがボーダーレスになった結果、知的財産を活用した事業モデルも大きく変容しています。例えば、特に昨今のIT分野の特許調達や係争の例にみられるように、知的財産権の使われ方自体も変わってきています。グローバル規模で産業が発展していくためには、そのようなビジネスの変容に適しかつ国富を増大させる知的財産制度を構築し、常にユーザーニーズを満たしていく必要があります。そのためには、不断の制度見直しや施策策定が必要であることは、論を俟たないことです。

このような状況のもと、知的財産研究所は、今後も知的財産分野における適時適切な研究課題について実務及び学術の両面から研究を続け、国内外への情報の発信及び成果の普及を図るとともに、さらには次世代の人材を輩出していく活動を行い、知財活動を支えつつ、知的財産立国の一層の推進に貢献できるように努めていく考えです。

profile

天野 斉（あまの ひとし）

平成3年4月 特許庁入庁（審査第四部無機化学）
審査官（特許審査第三部金属電気化学）、審判官（17部門）、
文部科学省在外研究員、日本貿易振興機構等を経て、平成
23年7月より現職。